

# 岐阜県公報

第千九百五十一号  
平成二十年五月三十日

(金曜日)

## 目次

### 告示

- 下呂市の区域内の字の区域変更 (市町村課) 三九三
- 医療扶助のための医療担当機関の指定 (地域福祉国保課) 三九四
- 指定医療機関の廃止の届出 (同) 三九四
- 指定医療機関の名称等変更の届出 (同) 三九五
- 道路の供用開始 (道路維持課) 三九五
- 瑞浪都市計画下水道事業の変更認可 (下水道課) 三九六
- 保安林の指定 (下呂農林事務所) 三九六
- 保安林の指定予定 (飛騨農林事務所) 三九六

### 公示

- 岐阜県表彰規程に基づく表彰 (人事課) 三九六
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (環境生活政策課) 三九九
- 農地保有合理化事業規程の変更の承認 (農業振興課) 四〇〇
- 土地改良区役員の退任及び就任 (西濃農林事務所) 四〇〇
- 落札者等に関する公示 (会計課) 四〇一
- 正誤 (道路維持課) 四〇一
- 過疎地域自立促進特別措置法に基づく市道の改築に関する工事中訂正

## 告示

岐阜県告示第三百七十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、下呂市の区域内の字の区域を変更した旨下呂市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は掲示場に掲示する。

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
萩原町宮田字中垣内	萩原町宮田字的場の一部

この処分は、県営土地改良事業（南飛騨萩原地区宮田工区）に係る換地処分公告のあつた日の翌日から効力を生ずる。

平成二十年五月三十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 掲示場  
県庁及び下呂市役所
- 二 掲示物  
字界変更調書 その他必要な書類
- 三 掲示期間  
平成二十年五月三十日から  
同 年六月二十日まで

岐阜県告示第三百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

平成二十年五月三十日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	指定年月日
医療法人徳洲会大垣徳洲会病院	医療法人徳洲会	大垣市林町六八五一	平成二〇・四・一
細川おなかクリニッ	細川 武彦	大垣市世安町二六八七	同
光ヶ丘クリニッ	陳 鶴祥	多治見市光ヶ丘二五〇一	同
河合 医院	河合 清文	飛騨市古川町式之町二一七	同
医療法人徳洲会大垣徳洲会病院	医療法人徳洲会	大垣市林町六八五一	同
さつき薬局	有限会社セーフ	大垣市世安町二六八三	同
ささゆり薬局宝町店	有限会社エスエ	多治見市宝町二二二一	同
スギヤマ薬局滝呂店	株式会社ドラッグスギヤマ	多治見市滝呂町六一七	同
スギヤマ薬局羽島店	株式会社ドラッグスギヤマ	羽島市竹鼻町狐穴小堤一〇六〇一	同
ニコニコ調剤薬局羽島店	株式会社ウエルケア東海	羽島市竹鼻町狐穴字東百石町三四三三二	同
いずみ調剤薬局	原田 邦雄	美濃市極楽寺五四	同
マイはーと薬局	トリニティー株式会社	羽島市竹鼻町飯柄二一〇一	同

スギヤマ薬局土岐店	株式会社ドラッグスギヤマ	土岐市土岐口中町四七	同
ピノキオ薬局那加店	ピノキオ商事株式会社	各務原市那加西野町一三〇番地	同
かとう薬局	株式会社プラザかとう	各務原市鷺沼東町六七	平成二〇・四・四
ひだ薬局若宮店	有限会社ひだ薬局	飛騨市古川町若宮一七三六	平成二〇・四・一
日本調剤三輪薬局	日本調剤株式会社	揖斐郡揖斐川町三輪字中新田二四三八二	同
アイセイ薬局揖斐川店	株式会社アイセイ薬局	揖斐郡揖斐川町三輪一〇五番地	同
サンライズケアステーション	有限会社健康理化学センター	羽島郡岐南町伏屋二六三	同

岐阜県告示第三百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十年五月三十日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	廃止年月日
奥野 医院	奥野 香久子	各務原市那加雄飛ヶ丘町一七一八	平成二〇・三・三
郡上市地域医療センター 国保美山診療所	郡上市長	郡上市八幡町美山二二六八二	同
大野荘クリニッ	内藤 修	揖斐郡大野町黒野二三四四	同
ニコニコ調剤薬局	株式会社海部調剤	関市西本郷字笹島二二八一	同
スギヤマ薬局滝呂店	株式会社ドラッグスギヤマ愛三岐	多治見市滝呂町六一七	同

はーと薬局羽島店 有限会社はーと 羽島市竹鼻町飯柄一〇 同

スギヤマ薬局羽島店 株式会社ドラッグスギヤマ愛三 羽島市竹鼻町狐穴小堤一〇六〇一 同

スギヤマ薬局土岐店 株式会社ドラッグスギヤマ愛三 土岐市土岐口中町四七 同

かとう薬局 株式会社ブラザかとう 各務原市鷺沼東町六七 同

岐阜県告示第三百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関の名称等を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十年五月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 開設者 所在地 変更年月日

株式会社中部メディカルサービスイマオ薬局 株式会社中部イズ中部 海津市平田町今尾東区七九九六 平成二〇・四・一

めいじまち薬局 株式会社ウイズ中部 多治見市明治町一五七 同

いしづ薬局 株式会社ウイズ中部 海津市南濃町太田字南条六五二一三 同

そはら薬局 株式会社ウイズ中部 各務原市蘇原吉野町一五二二 同

たかとも薬局 株式会社ウイズ中部 山県市高富九二七二 同

いび薬局 株式会社ウイズ中部 揖斐郡池田町八幡字神明ノ木二六九五二 同

新 うらら調剤薬局 株式会社エイチエムファーマ 同

旧 恵那店 恵那市大井町三八一 同

旧 中日調剤薬局 恵那店 同

岐阜県告示第三百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年五月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年五月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示の日）
一般国道	四百七十七号	飛騨市宮川町大無雁字井ノ上二三九番一地从先から同市同二三五番一地从先まで	六・九	平成二〇・五・三〇	平成一九・二・二五

岐阜県告示第三百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により瑞浪都市計画  
下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条  
第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年五月三十日

岐阜県知事 古田 肇

一 施行者の名称

瑞浪市

二 都市計画事業の種類及び名称

瑞浪都市計画下水道事業 瑞浪市公共下水道

三 事業施行期間

昭和二十七年十月六日から  
平成二十六年三月三十一日まで

平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第三百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次  
の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一  
項の規定により告示する。

平成二十年五月三十日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林の所在場所

下呂市小坂町長瀬字森脇二八四の一、二八五の一、字ヤシロ平一九七〇の一、一九  
七〇の二、一九七〇の三四

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定実施要件

立木の伐採を禁止する。

岐阜県告示第三百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次  
の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示  
する。

平成二十年五月三十日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市河合町天生字黒淵四八一

二 指定の目的

なだれの危険の防止

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県飛騨農林事務所及び飛騨市役所  
に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

岐阜県表彰規程に基づく表彰

岐阜県知事は、次のとおり表彰を行ったので、岐阜県表彰規程（平成十一年岐阜県告

示第七百三十九号) 第十条の規定により公示する。

平成二十年五月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

表 彰 状

矢 島 成 剛 殿

あなたは多年岐阜県議会議員として地方自治の振興に尽くされた功勞が顕著であります  
よつて岐阜県表彰規程により表彰します

平成二十年五月三日

岐阜県知事 古 田 肇

(各 通)

山 本 善 一 郎 殿  
加 藤 智 子 殿

あなたは多年岐阜県教育委員会委員として教育行政の推進に尽くされた功勞が顕著であります  
(以下前同文)

家 田 禮 子 殿

あなたは多年岐阜県労働委員会使用者委員として労働行政の推進に尽くされた功勞が顕著であります  
(以下前同文)

(各 通)

柴 田 和 男 殿  
志 邑 美 弘 殿

あなたは多年岐阜県労働委員会労働者委員として労働行政の推進に尽くされた功勞が顕著であります  
(以下前同文)

居 波 克 子 殿  
小 野 明 美 殿  
兼 松 政 子 殿  
児 島 勢 津 子 殿  
中 島 和 子 殿

(各 通)

野 田 宗 徳 殿  
渡 邊 多 惠 子 殿  
大 洞 笑 美 子 殿  
平 畑 好 子 殿  
纈 纈 裕 子 殿  
山 本 美 香 子 殿  
服 部 昌 子 殿

あなたは多年統計調査に尽くされた功勞が顕著であります  
(以下前同文)

碓 孝 司 殿

あなたは多年市長として地方自治の振興に尽くされた功勞が顕著であります  
(以下前同文)

(各 通)

林 貞 夫 殿  
津 汲 仁 殿  
瓜 田 英 雄 殿  
高 原 正 夫 殿  
松 浦 文 雄 殿  
千 葉 文 昇 殿  
泉 藤 碩 也 殿  
加 藤 恒 夫 殿  
土 本 紳 悟 殿  
後 藤 幸 夫 殿  
奥 田 俊 昭 殿  
澤 野 隆 司 殿  
安 江 康 夫 殿

あなたは多年市議会議員として地方自治の振興に尽くされた功勞が顕著であります  
(以下前同文)

早 川 音 吉 殿  
細 川 孝 彌 殿  
田 中 繁 一 殿

(各通)

あなたは多年町議会議員として地方自治の振興に尽くされた功勞が顕著であります  
(以下前同文)

太田俊彦殿  
吹原文雄殿  
川本治殿  
糟谷直人殿  
山口政七殿

(各通)

あなたは多年村議会議員として地方自治の振興に尽くされた功勞が顕著であります  
(以下前同文)

後藤明朗殿  
佐野治一殿  
山本猷治殿

(各通)

あなたは多年選挙管理委員会委員として選挙管理事務に尽くされた功勞が顕著であります  
(以下前同文)

奥村国勝殿  
小坂兆臣殿

(各通)

あなたは多年農業委員会委員として農業の振興に尽くされた功勞が顕著であります  
(以下前同文)

伊藤幸男殿  
上松忍殿  
郷幸夫殿

(各通)

あなたは多年地域文化の振興に尽くされた功勞が顕著であります  
(以下前同文)

井戸誠嗣殿  
井戸誠嗣殿  
鷲見録辰殿

(各通)

足立武明殿  
伊藤昇殿  
市川晴宣殿  
小池勇輝殿

(各通)

あなたは多年青少年の健全な育成指導に尽くされた功勞が顕著であります  
(以下前同文)

大村太郎殿  
太田佑子殿  
小林幸男殿  
大田貢殿

(各通)

あなたは多年社会福祉に尽くされた功勞が顕著であります  
(以下前同文)

岩田洋子殿  
岩田貴子殿  
後藤聖子殿  
鈴木昌亘殿  
田中敏郎殿  
高木昌子殿  
水崎文子殿  
大久保光雄殿  
川瀬幹雄殿

(各通)

あなたは多年健康衛生の向上に尽くされた功勞が顕著であります  
(以下前同文)

鹿野道郎殿  
井戸靖司殿  
前田キヤ子殿

(各通)

あなたは多年農林水産業の振興発展に尽くされた功勞が顕著であります  
(以下前同文)

酒向貞夫殿  
美谷添生殿

(各通)

野口千壽雄殿  
川添勇殿  
北野茂樹殿  
飯沼啓樹殿  
末松誠榮殿

あなたは多年商工業の振興発展に尽くされた功勞が顯著であります (以下前同文)

野 平 統 一 郎 殿

あなたは多年建設建築業の振興発展に尽くされた功勞が顯著であります (以下前同文)

(各 通)

吉 村 安 房 殿  
和 田 繕 長 殿

あなたは多年観光産業の振興発展に尽くされた功勞が顯著であります (以下前同文)

(各 通)

稲 城 雅 男 殿  
古 田 滿 念 殿  
蟹 井 昌 昌 殿  
長 谷 川 滿 澄 殿  
山 田 幸 男 殿

あなたは多年スポーツの振興に尽くされた功勞が顯著であります (以下前同文)

(各 通)

伊 藤 達 夫 殿  
須 田 晴 夫 殿  
安 藤 梅 人 殿  
近 松 利 廣 殿  
保 谷 重 則 殿

あなたは多年警察職員として治安維持に尽くされた功勞が顯著であります (以下前同文)

下 野 達 宏 殿

あなたは多年警察嘱託医師として治安の維持に協力された功勞が顯著であります (以下前同文)

特定非営利活動法人ソムニード 殿

貴団体は多年国際交流に尽くされた功勞が顯著であります (以下前同文)

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により特定非

営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年五月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十年五月十六日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜県精神障害者家族会連合会

三 代表者の氏名 今村 辰司

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市則武中四丁目二番八号

五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜県内の精神障害者及びその家族会相互のネットワークづくりを推進し、精神障害者の精神保健福祉の増進に関する事業を行うことにより、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年五月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十年五月十九日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人山県市災害ボランティア・サポートセンター

三 代表者の氏名 丹羽 英之

四 主たる事務所の所在地 岐阜県山県市岩佐一七七番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、市内外での災害に対して、組織・資材等を完備し災害ボランティア活動及び災害ボランティアコー

ディネット活動に関する事業を行い、防災及び災害復興支援に寄与することを目的とする。

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定により公告する。

平成二十年五月三十日

岐阜県知事 古田 肇

一 農地保有合理化事業規程を変更した農地保有合理化法人の名称

社団法人岐阜県農畜産公社

二 農地保有合理化事業の種類

1 農地売買等事業

2 農地売渡信託等事業

3 農地貸付信託事業

4 農業生産法人出資育成事業

5 研修等事業

三 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日

平成二十年四月十五日

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十年五月三十日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名 退任年月日 役名 氏名 住所

揖斐川東用水土改良区 平成二十年五月三十日 理事 安田篤夫 安八郡安八町大野 五九八番地

同 大熊昭夫 大垣市墨俣町大字上宿一五一五番地

同 高橋明 同 大字下宿 一七四番地

同 古澤孝昭 安八郡安八町北今ヶ淵一七五九番地

同 岡田得美 同 氷取 七六七番地

同 坂直美 同 南今ヶ淵 五一

同 栗田博男 同 森部 一〇二八番地

同 戸田管彦 同 大森 五四七番地

同 西松守正 同 南條 二九七番地

同 澁谷義男 同 善光 一九六番地

同 小川徳善 同 中須 六一番地

同 藤島啓三 大垣市墨俣町大字墨俣 八八九番地

同 尾崎満廣 安八郡安八町森部 三一番地

就任した役員

土地改良区名 就任年月日 役名 氏名 住所

同 安田篤夫 安八郡安八町大野 五九八番地

同 長崎昭男 大垣市墨俣町上宿 三番地

同 北島清治 同 下宿 二九四番地

同 白木傳二 安八郡安八町北今ヶ淵一四七四番地の二

同 岡田得美 同 氷取 七六七番地

同 説田宗男 同 南今ヶ淵二〇七番地の二

同 岩田誠 同 森部一四七八番地の二

同 戸田菅彦 同 大森 五四七番地

同 西松豊 同 南條 二八六番地

同 澁谷義男 同 善光 一九六番地

同 小川徳善 同 中須 六一番地



監事 尾崎満廣 同 森部 三一番地  
同 渡邊邦夫 大垣市墨俣町墨俣 九七七番地

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十年五月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 調達物品の名称及び予定数量 別表のとおり
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成十七年政令第372号）第10条第1項第2号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 平成20年3月26日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 東京都港区芝1丁目7番17号  
株式会社ジャパヴン・アイディー  
取締役社長 池田 勉
- 6 契約単価 別表のとおり
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課  
(2) 所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号

物品の名称	規格・形状等	予定数量(箱)	契約単価(円)
新規用カード	400枚×6カートリッジ	14	226,800
一般用カード	400枚×6カートリッジ	66	226,800
優良用カード	400枚×6カートリッジ	69	226,800
インクリボンカセット	2,400枚×1セット	137	78,120
オーバーコートリボン	800枚×6カートリッジ	69	55,440

運転経歴証明用カード 400枚×1カートリッジ 1 50,400

正 誤

(原稿誤り)

平成十七年三月二十二日第千六百三十二号 過疎地域自立促進特別措置法に基づく市

道の改築に関する工事（岐阜県告示第百六十七号）二百十九頁の下段の表中

飛騨市の  
同まち

市宮川町祿直ヶ沢上字宮ノ下四一八  
一地从り

は

飛騨市宮川町祿直ヶ沢上字宮ノ下四一八  
番の一地从り  
同市同 町杉原字がせが花二番の一  
地

の誤り。

平成二十年五月三十日印刷  
平成二十年五月三十日発行

発行者

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))